

### 3-1 普天間基地をめぐる問題(報告概要)

普天間基地爆音訴訟弁護団 加藤 裕

#### 第1 普天間基地の成り立ちと現状

- 1 普天間基地は、沖縄戦の間に住民を収容所に収容し、民間地域を囲い込んで新設した成り立ちにおいて違法な基地である。同地域は、戦中までは首里と沖縄本島中部を結ぶ幹線である「並松街道」があり、沿道は商業地域でその周辺はサトウキビ畑として利用されていたところであった。
- 2 違法に占領された米軍基地が講和後も存続できたのは、沖縄を不法に切り捨てる講和条約によってであった。同条約三条は、南西諸島について、国連信託統治となるまでの間、アメリカに統治の全権を委ねるというものであったが、信託統治の提案をなされる余地はなく、虚構の合法性によって、沖縄の米軍占領が継続されることとなった。それは旧安保条約の発効と同時であり、まさに日本本土の独立のために、沖縄が「踏み石」にされたことを意味する。

普天間基地の返還は、講和条約による沖縄のアメリカによる継続占領と、その下でも米軍基地の接收や運用という二重の不法からの解放であり、当然の責務である。

- 3 復帰後の米軍航空機関連事故は2008年末までに合計487件発生している。普天間基地に所属するヘリコプターの墜落は多発しているが、その中で発生したのが、2004年8月の沖縄国際大学へのCH53Dヘリコプターの墜落事件である。
- 4 普天間基地は、米国本土外に配置されている唯一の海兵隊である第3海兵遠征軍の第36海兵航空群等が駐留する航空基地である。ヘリコプターにも空中給油できるKC130などの固定翼機15機、CH46EやCH53E、AH1Wなどの回転翼機56機等が常駐配備されている。これらのほか、日常的に岩国飛行場や嘉手納飛行場に所属する戦闘機FA18ホーネットや対戦哨戒機P3Cなども飛来している。これら航空機は回転翼機も含めて、練度を維持するためのタッチアンドゴー訓練を行うとともに、沖縄県内外の訓練場との往復のための離着陸を行っている。

普天間基地所属部隊はイラク戦争などにも派遣されており、イラク戦争の戦闘が最も激しかった2004年前後には、ほとんどの回転翼機が戦地に派遣されて普天間基地の騒音が一時的に軽減されるという皮肉な事態が発生した。当然同基地に所属する兵員もイラクで犠牲になっており、基地内新聞では、ヘリコプター乗員が戦闘でヘリが墜落して戦死するなどのニュースも報道されている。沖縄国際大学に墜落したヘリコプターも、イラクへの移動のために米本土から飛来していた航空機であった。

#### 第2 普天間基地爆音訴訟

普天間基地爆音訴訟は、2002年10月、原告404名(当時)にて提訴された。2006年6月の那覇地裁沖縄支部判決では、他の裁判例同様、賠償は認容しつつ、差止を棄却した。きたる7月29日には、福岡高裁那覇支部で控訴審判決がなされる予定である。

本訴では、基地騒音訴訟で初めて米軍基地司令官個人に対して賠償請求をなした。しかし、米国政府は、これは政府に対する訴訟であるとして訴状の受け取りさえ拒否した。判決は、国賠法の公務員個人の免責の法理を踏襲し、原告らの請求を棄却し、最高裁でも確定した。

### 第3 普天間基地撤去問題の現在

#### 1 経過

- 1996年12月 SACO 合意による米軍基地統合強化
- 1997年12月 名護市民投票
- 1999年12月 辺野古海上案閣議決定
- 2004年 4月 海上ボーリング調査開始への座り込み反対運動
- 2005年10月 「未来のための変革と再編」により海上案放棄
- 2006年 5月 ロードマップにより辺野古沿岸V字案へ
- 2009年 9月 民主党政権による迷走の始まりから辺野古への回帰へ

#### 2 県民世論は、「県外・国外」移設

世論だけではなく、自民党県連・民主党県連も含め、県内では受入の政治的基盤がなくなっている。しかし、政府側は、名護市議選（9月）での多数派獲得、知事選（11月）での勝利をテコに受入への打開を狙っている。

### 第4 高江ヘリパッド訴訟

- 1 やんばるにある北部訓練場（7883ha）は天然林の森林地域であり、米海兵隊がジャングル訓練やヘリコプター離着陸訓練を行っている。SACO 合意により、北半分の返還が合意された。ただし、条件としては返還予定地に現存するヘリパッド6箇所を残存訓練場に移設することとされた。沖縄防衛局は、2007年7月から、東村高江においてこの工事を着手しようとしたが、これまで反対住民の座り込みによる抗議活動により建設は進んでいない。
- 2 国は、2008年11月、反対住民ら15名に対して、通行妨害禁止仮処分申請を行った。その対象者には、8歳の子どもも含まれるほか、人違いであったり、そもそも座り込みに参加したことの証拠さえもない住民まで含まれていた。この申立は、国家権力が、正当な抗議活動に対する弾圧の手段として民事訴訟を利用しようという不当訴訟であり、民主主義の観点からも表現の自由の観点からも許されない。  
那覇地裁は、2009年12月、大多数の住民については妨害行為の疎明がないとして却下しつつ、共同代表の2人については妨害禁止の命令を発した。  
本件は、その後、民主党政権の法務大臣千葉景子の名義で本訴が提起され、現在に至っている。
- 3 この問題は、民主主義に対する挑戦であり、かつ、普天間基地撤去と性格を共通にするものである。北部訓練場での訓練は、普天間基地の航空部隊と一体となったものであり、普天間基地の沖縄からの撤去は、まさにこの世界でただ一つの海兵隊のジャングル訓練施設を無用のものにするからである。

### 第5 普天間基地撤去問題が問いかけるもの

普天間基地を動かすことは、米海兵隊の存在意義を問い、さらには日米安保によりなぜ米軍が駐留し続けなければならないのかという意義を問い直すものである。

### 3-2 米兵犯罪からみえる日米安保—神奈川米軍犯罪国賠訴訟報告

弁護士 中村晋輔

#### 1 山崎裁判

2006年1月3日早朝、横須賀市において、佐藤好重さんが出勤途中で米兵（空母キティホーク乗組員、米海軍軍人）に10分以上にわたる暴行を受けて殺害され、現金1万5000円を奪われた（強盗殺人事件）。米兵は、2006年6月2日、横浜地方裁判所で無期懲役刑を言い渡されて、横須賀刑務支所で服役中。

(1) 夫の山崎正則さんが、米兵と国を相手に、民事損害賠償請求訴訟を提起（2006年10月20日）。

(中心的な主張) 本件強盗殺人事件当時、在日米海軍上司らが監督権限を行使せず、①深夜、早朝の外出禁止措置、②深夜、早朝の飲酒規制措置、③深夜、早朝の飲食店街への立入禁止措置等の措置をとっていなかったことについて、在日米海軍上司らに監督義務違反があったと主張している。

\* 日米地位協定の実施に伴う民事特別法第1条

「アメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員又は被用者がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責に任ずる。」

(2) 第一審(横浜地方裁判所第5民事部・水野邦夫裁判長) 2009年5月20日判決

(ア) 結論

①米兵に対し勝訴判決 ②国に対し敗訴判決

(イ) 成果① 米兵に対する訴訟を起こすケースは極めて少ないので、米兵犯罪被害者が泣き寝入りをせず、提訴したこと自体が成果であった。一般市民に対し、米兵犯罪事件を明らかにして、米兵に対して勝訴判決を得た意義は大きい。山崎さんが立ち上がったことで、他の被害者も提訴に至った。

成果② 裁判所が、後発事件にも使える法的解釈を示した。

(判決) 在日米軍は日本国民の生命、身体等の安全を守ることをその使命の一つとしていること、日米安保条約及び日米地位協定により特別な地位に基づいて駐留していることを指摘した上で、

「米海軍人が日本国民の生命、身体等に危害を加えた場合、当該行為が勤務時間外において職務の執行とは関係なく行われたものであったとしても、それが在日米海軍司令官の監督権限の不行使に基づくものと認められ、その監督権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事案の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、民事特別法1条等の適用上違法となり得る。」

→ 国は、「在日米軍人は、勤務時間外において、当該在日米軍人の自発的意思に基づいて、職務執行に関係のない自由を享受することについて

て、基本的に在日米軍当局から拘束を受けるいわれはないのであって、在日米軍当局は、在日米軍人の勤務時間外の私生活上の全般を指揮監督するような権限を有していない。」と主張していたので、一般論（枠組み論）では勝ったといえる。

成果③ 在日米軍の監督体制に苦言を呈した。「結果的に本件犯行が発生したことは遺憾ではある」「当裁判所は、本件のような不幸な出来事が繰り返されないよう、在日米海軍当局に限らず、在日米軍当局において、これまで米軍人による事件等の防止に向けて積み上げてきた経験を参考に、適切にその監督権限を行使し、その時々状況に応じた有効な監督措置を講じていくことが必要であると思料するものである。」

#### (ウ) 判決の問題点

本件が生命侵害の事案であったこと、本件以前から米兵犯罪が繰り返され米海軍当局が地方自治体から抗議を受け続けていたこと、飲酒の上での米兵犯罪の発生を米海軍が認識していたことを考慮せずに、在日米海軍司令官の広範囲な裁量を前提に本件における監督義務違反を認めなかった。軍隊の本質論（軍人特有の、残虐な本件犯行）、米軍情報に対するアクセスの困難性も考慮しなかった。

### (3) 控訴審(東京高等裁判所第24民事部・都築弘裁判長)係属中

#### (ア) これまでの審理の状況

国の責任を認めさせる判決をとるため、控訴。米兵に対する判決は一審で確定。

国は、米海軍上司の監督権限について一審判決を認めるとの内容に後退した。

国の答弁書『本件控訴は、速やかに棄却されるべきである。』→ 3回の口頭弁論、2回の進行協議期日を経て、現在も訴訟が行われており、国のもくろみは失敗。

#### (イ) 今後の展開

2006年1月3日の好重さんの事件が起きるまでの「米兵事件の発生→自治体による抗議・申入れ→米軍の措置」の繰り返しを裁判所にわかりやすく説明していく。

在日米海軍司令部から調査囑託の回答を受けて、これまでの主張を補充していく。

一審判決が全く考慮しなかった軍隊の本質論を裁判所にもう一度主張していく。

皆様には、東京高裁宛の署名にご協力をお願いいたします。

## 2 田畑裁判・近藤裁判とその他の動き

### (1) 田畑裁判(2006年9月、横浜市で発生したタクシー運転手さんに対する強盗傷害事件)

横浜地裁(山崎訴訟とは別の部)判決のおかしな米兵人権論

①「在日米海軍当局による規制状況は、…その規制を徹底したものであったとは認めがたい。」「在日米海軍当局がリパティカードプログラム及び飲酒規制を徹底していた場合には、ブッカー(米兵)による本件犯行を回避できた可能性は否定することができない。」

②「しかしながら、在日米軍の軍人も、日本国内においても基本的人権を享有する自然人であって、その人権が最大限保障されるべきであることからすれば、その一部

が凶悪な犯行を犯しているからとって、その行動を過度に規制することはできないものと解される。」

→ 国に対する請求棄却 → 控訴し、東京高等裁判所に係属中

## (2) 近藤裁判(2006年11月、横須賀基地ゲート前のバーで発生した米海軍軍属(在日米海軍司令部人事部副部長)による傷害致死事件)

横浜地方裁判所に係属中

米海軍が自ら出してきた調査囑託の回答を覆す内容の回答を新たにしてきた。

(犯行当日、勤務をしていた → 休暇をとっていた)

米階軍関係者(上司、法務部長)の証人尋問実施を求めている。

## (3) 2002年の横須賀における米兵による現住建造物放火事件

2010年4月、日米地位協定に基づく米軍に対する見舞金請求の処理を長期間遅滞したことについて、防衛省が被害者に謝罪

### 3 在日米軍構成員による犯罪の背景にあるもの

好重さんに対する強盗殺人事件後にも、タクシー運転手に対する強盗殺人事件(2008年)、女性二人に対する殺人未遂事件(2007年)など、横須賀で凶悪犯罪発生

#### (1) 軍隊の本質

ブートキャンプ(新兵訓練所)で兵士へと改造(射撃、叫ぶ訓練、人間性の否定)人殺し訓練

若者の初めての海外での生活 過酷な職務 → 飲酒でストレス発散 → 犯罪等  
米兵犯罪は凶悪犯の割合が高い

#### (2) 刑事裁判権密約問題

米兵に対する刑事裁判権を日本側に渡さない仕組み(不起訴、捜査の時間制約)

#### (3) 刑務所での優遇

#### (4) 良き隣人政策(米兵は優しいキャンペーン)

参考: これまでの山崎裁判審理の経過及び今後の審理につきましては、インターネットメディア「NPJ」の「弁護士の訟廷日誌」の「横須賀強盗殺人米兵事件」をご覧ください。

- ① 「米兵犯罪に泣き寝入りはしない」(山崎さんを支援する会、弁護団)
- ② 「日米地位協定」新垣勉・共著(岩波ブックレット No. 554)
- ③ 「元海兵隊員の語る戦争と平和」アレン・ネルソン著(沖国大ブックレット)
- ④ 「戦争する脳」計見一雄著(平凡社新書)
- ⑤ 「戦争における人殺しの心理学」デーヴ・グロスマン著(ちくま学芸文庫)
- ⑥ 「冬の兵士 イラク・アフガン帰還兵が語る戦場の真実」(反戦イラク帰還兵の会)
- ⑦ 「密約 日米地位協定と米兵犯罪」吉田敏浩著(毎日新聞社)

### 3-3 伊達判決と日米安保

金子 勝 (立正大学教授)

#### 1. 1951年9月8日締結・1952年4月28日発効の「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」(旧・日米安保条約)の内容

- (1) 日本の「軍拡」要求 (前文)
- (2) 日本は全土に米軍基地の設置を許可する (第1条)
- (3) 在日米軍の任務 (第1条)
  - ① 「極東における国債の平和と安全の維持」
  - ② 「日本国における大規模な内乱及び騒じょうの鎮圧」
- (4) アメリカ合衆国の同意がなければ、日本は第三国の軍隊を日本に置くことはできない (第2条)
- (5) 在日米軍の地位は、「行政協定」で決定する (第3条)
- (6) アメリカが終了を宣言しない限り、日米安保条約は廃止となることはない (第4条)

#### 2. 「砂川事件」の発生

- (1) 1957年7月8日、在日米軍が使用していた米軍立川飛行場を拡張するために、同飛行場内の民有地を防衛庁の東京調達局が、約1500人の武装警官に守られて本測量を強行した。拡張のための測量に反対する行動に参加した約1500人の労働組合員・学生のうち、約350～360人のメンバーが午前10時半頃から約1時間半、反対の声を上げて、滑走路正面の有刺鉄線のサクを壊して幅50～60メートル、深さ4～5メートル侵入した(警視庁の発表)。
- (2) 警視庁は、9月22日、安保条約刑事特別法第2条違反で、25名の労働組合員・学生を逮捕。そのうち7名(労働組合員4名・学生3名)が起訴された。
- (3) 安保条約刑事特別法第2条は、米軍基地に対する正当な理由なき立ち入り又は不退去に対し、1年以下の懲役又は2千円以下の罰金又は科料を課すとしている。

#### 3. 「砂川事件」伊達判決

1959年3月30日、東京地方裁判所(裁判官 伊達秋雄 清水春三 松本一郎)は、

- (1) 「わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第9条第2項前段によって禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないのである」。
- (2) 「合衆国軍隊の施設又は区域内の平穩に関する法益が一般国民の同種法益と同様の刑事上、民事上の保護を受けることは格別、特に後者以上の厚い保護を受ける合理的な理由は何等存在しないところであるから、国民に対して軽犯罪法の規定よりも特に重い刑罰をもって臨む刑事特別法第2条の規定は、前に指摘したように何人も適正な手続によらなければ刑罰を科せられないとする憲法第31条に違反し無効なものといわなければならない」。
- (3) 「(被告人は) いずれも無罪」とした。

#### 4. 伊達判決の意義

- (1) 「軍隊」に対する「第9条」の優越を貫いた。
- (2) 「軍事」に対する「基本的人権」の優越を貫いた。
- (3) 21世紀の「平和主義」(軍隊を用いない「平和主義」)を先取りした(20世紀の「平和主義」は軍隊を用いる平和主義)